

「(都)宮下横山台線整備事業」に関する 相模原市大規模事業評価調書における 市民意見に対する市の考え方について

1 概要

東京都の南多摩尾根幹線との接続による多摩・町田方面との連携の強化や、広域的な防災性の向上、周辺道路の混雑緩和、相模総合補給廠の一部返還がされた相模原駅周辺地区における広域的な交流拠点形成の基盤となる道路ネットワークの形成等のため、(都)宮下横山台線の整備を行うもの

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 平成 29 年 12 月 15 日(金) ~ 平成 30 年 1 月 23 日(火)
- ・ 募集方法 道路計画課への直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページへの掲載並びに道路計画課、行政資料コーナー、まちづくりセンター(橋本、城山、本庁地域、大野南を除く。)、出張所、公民館(青根、沢井を除く。)、図書館及び市立公文書館での配架

3 結果

(1) 意見の提出方法

意見数		2人(10件)
内 訳	直接持参	
	郵送	
	ファクス	
	電子メール	2人(10件)

(2) 意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など)

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
道路の位置や構造に関すること	5件		5件		
意見の把握に関すること	2件		2件		
その他	3件		1件	2件	
合計	10件		8件	2件	

(4) 意見の内容及び意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
道路の位置や構造に関すること。			
1	尾根幹線道路は自転車のサイクリングが活発で、車と接触してしまうのではないかという危険な箇所があるので、本道路の幅員を若干広げて、自転車と車が接触しないようにして欲しい。	本道路につきましては、歩行者や自転車が安全で快適に通行できるように道路幅員を決定しております。具体的な整備方法につきましては、今後、交通管理者である神奈川県警察やその他の機関との協議の中で決定してまいります。	イ
2	道路帯の設置位置を十分研究し、市民の合意を得ること。	道路の位置や線形につきましては、現在の(都)宮下横山台線と南多摩尾根幹線との位置や方向、境川との交差などの条件を満たしつつ、道路や河川の構造の基準(道路構造条例や河川管理施設等構造令)を踏まえ、道路の安全性、快適性を考慮した上で、関係機関との協議を経て決定しており、事業概要の説明を行う中で、市民の皆様のご理解、ご協力を求めてまいりたいと考えております。	イ
3	<p>宮下本町1丁目、2丁目、3丁目は、比較的地続きでのお付き合いが長い風土であり、お祭りなども自治会手動で地域ぐるみで実施しているところである。</p> <p>本道路により、地域が大きく2つに分かれることにより、大きな影響を受けてしまうことに留意する必要がある。現コミュニティを維持できるように配慮して欲しい。</p> <p>東西分断の影響をどうするかについて、きちんとした方針をまとめ、案として発表し、住民をはじめ市民に広く意見を募集する必要がある。元々住んでいる人たちにとって、徒歩・自転車・車などによる新規道路を横切ったの往来にしても、不便で危険であってはならない。</p>	地域分断に関するご心配につきましては、今後、事業概要の説明を行う中で、地域の皆様のご意見やご協力をいただきながら、地域の日常生活圏等の把握を行い、交通管理者である神奈川県警察やその他の機関との協議の中で、安全に道路を横断できるよう、その対応について検討してまいります。	イ
4	<p>障害者差別解消法が施行されているが、バリアフリーを守ることは当然、合理的配慮を計画に活かすものとしなければならない。そのためには、障害当事者の意見をきめ細かく集め、十二分に反映させた計画にする必要がある。</p> <p>地域住民が未来永劫、快適に、そして安心して暮らせるよう、また更に高齢社会への対応も念頭に、安全で安心できるまちづくりに沿ったものにする必要がある。</p>	工事にあたりましては、バリアフリーに関する法令や基準に適合することはもちろんのこと、誰もが円滑に移動できるような道路構造を検討してまいります。	イ

5	<p>自然、住環境を損なう恐れのある都市施設は一切つくらせない。「緑地帯」を多く設けることを決議し、その旨相模原市報等で発表して欲しい。</p> <p>公害対策を十分に行って欲しい。</p>	<p>自然、住環境への配慮につきましては、歩道内に植樹帯を設け緑化を行う等、周辺環境や景観に配慮した対策について検討を行うとともに、事業概要の説明を行う中で、市民の皆様のご理解、ご協力を求めてまいりたいと考えております。</p>	イ
意見の把握に関すること。			
6	<p>事業の評価について、関係住民はもとより、相模原市民に向けた広告と意見を募る努力を広範囲に且つ最大限に行う必要がある。</p>	<p>市民からの意見の把握につきましては、都市計画説明会の開催のほか、大規模事業評価制度に基づく意見募集や、都市計画案の縦覧時など、適時適切に広く意見を伺い、把握しているところでございます。</p>	イ
7	<p>幼稚園や歴史的建造物に与える影響が無い事業計画にし、且つ、都市計画道路によって阻害された場合は、近隣関係住民に良く説明し、了解を得たうえで、正確に移転と修復をするように取組む必要がある。</p> <p>工事の施工にあたっては、住民の意向を配慮して欲しい。</p>	<p>地域の皆様に対しましては、工事前に事業概要の説明を行うなど、適時適切に意見の把握に努め、ご理解、ご協力を求めてまいりたいと考えております。</p>	イ
その他			
8	<p>(都)宮下横山台線延伸案が実施されても、狭い県道相模原立川線はバス通行道路としてバス便が運行されているので、即、渋滞解決になるわけでは無いということに留意する必要がある。つまり、バスが停留所に停まる度に後続の車は停車しなければならず、渋滞は発生する状況である。</p> <p>だからといって、この県道相模原立川線からバスの運行を中止することないよう留意する必要がある。</p>	<p>バスの運行につきましては、今後、混雑の状況や沿道のバス利用の状況、地域の皆様からのご要望を踏まえ、バス事業者とともに対応を検討してまいりたいと考えております。</p>	ウ
9	<p>地価の安定と適正かつ合理的な土地利用を心がける必要がある。</p> <p>むやみに沿道サービスを設置しないこと。設置の場合はその都度住民全般に協議を持ち掛け、同意を得る必要がある。</p> <p>新規整備道路になっても、良質な住環境を守る都市計画における区域「第一種低層住居専用地域」を変更することのないようにする必要がある。</p>	<p>本道路沿道の土地利用につきましては、相模原市都市計画マスタープランにおいて、(都)宮下横山台線沿線は「沿道の土地利用を誘導する地区」となっていることから、今後、適切に検討してまいりたいと考えております。</p>	ウ
10	<p>減歩は増加させないよう、配慮して欲しい。</p>	<p>用地取得の範囲につきましては、今後の測量や設計を踏まえ決定し、地域の皆様のご理解、ご協力を求めてまいりたいと考えております。</p>	イ